

ストレス社会といわれる現代では、生涯を通して5人に1人が精神疾患にかかるとされ、誰にとっても無関係ではありません。その精神疾患によって自分もしくは他者への不利益が差し迫っている状態が精神科での救急です。自分がそうなることもあります。友達がそうなることもあります。そういつたときはどうしたらいいのでしょうか。

まずはかかりつけの病院に相談する必要がありますが、今までどこにも受診したことがなかったり、かかりつけ医と連絡が取れなかつたりした場合は、各都道府県の精神科救急情報センターに連絡を取ることになります。

② 精神科救急の取り組み

慈生病院病棟医長 山下 理英子



生に景氣が出てしまった場合もあるからです。
そして、精神科救急での治療には、精神状態が慢性化しないよう速やかに病状の改善を図ることだけでなく、元の生活に戻るための支援との連続性が必要です。薬を飲んで症状を良くするというだけが治療ではありません。作業療法などでのリハビリテーションを通じて自信を取り戻したり、心理検査などで自分の特性（得意・不得意など）について理解を得ることは再発予防につながります。

また、患者さんの状態・状況に応じて、在宅サービスの導入・就労や学業への支援、地域資源等の要否を検討するなど、慈生病院では医師や看護スタッフなど、

取りながら患者さん自身の価値観・気持ちに寄り添い、安心できる方法を一緒に探ししていくよう努めています。

患者さんにとって傷ができるだけ残らない治療にするためにはどうしたらいいか。そして、もしまた何かしら不調になった時でも「救急」という状態になる前に相談ができるような「こうの安全基地」に慈生病院がなれるように、精神科救急を対応するにあたって、私たちは常にこの視点を大切にしています。

ターに電話します。そこで診察が必要だと判断されたら、指定された病院に行くよう指示されます。

体制整備事業の中で指定する当番病院が救急診療に当たります。軽症の場合には応急処置として薬を飲んだり注射をしたりして帰宅になりますが、強い精

神症状があつて帰宅困難な場合は入院になります。

特に、自分や周りを傷つけてしまうような状態にあり、自分で自分の状態を判断できなかつたりコントロールできなかつたりするときは、やむを得不得で強制的な治療介入が必要になることがあります。これは、患者さん自身の命を守るためにありますし、症状が長引きば長引くほど、その人の今後の人生に影響が出てしまう場合もあるからです。

そして、精神科救急での治療には、症状が慢性化しないよう速やかに病状の改善を図ることだけでなく、元の生

法士・精神保健福祉士・地域の保健師といった専門職からなるチームで治療に取り組んでいます。

一方で、救急における強制的な治療介入が患者さん（あるいはそのご家族）にとって怖い経験になつてはいけません。そのため、精神保健福祉法の順守や患者さんの尊厳を大切にすることはもちろんですが、コミュニケーションをしつかり取りながら患者さん自身の価値観・気持ちに寄り添い、安心できる方法と一緒に探ししていくよう努めています。

地域生活を支える精神科医療

フだけでなく、臨床心理士・作業療法士・精神保健福祉士・地域の保健師といった専門職からなるチームで治療に取り組んでいます。